



島根県報

令和2年5月1日（金）

第 102 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公印の印影等	（総 務 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定によりスモール・ビジネス育成支援事業補助金の 交付の対象等を定める告示	（中山間地域・離島振興課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	5
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	5
補助金等交付規則第3条の規定により多様な人材の活躍を目的とした支援パッケ ージ補助金の交付の対象等を定める告示	（雇 用 政 策 課）	6

【公 告】

建設業法の規定による営業の停止	（土 木 総 務 課）	7
-----------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県校務支援システム等賃貸借に係る随意契約の相手方等	（学 校 企 画 課）	8
-----------------------------	-------------	---

【正 誤】

令和2年3月17日付け島根県報第89号中	（警 察 本 部）	9
----------------------	-----------	---

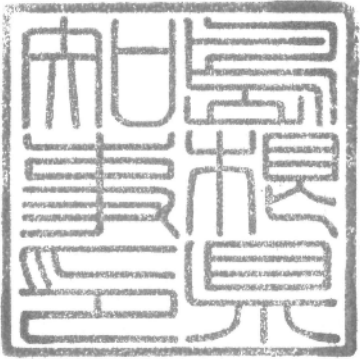
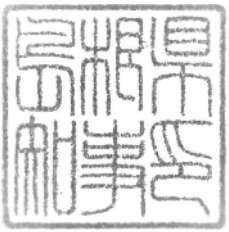


告 示

島根県告示第307号

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

種類	印 影	公印管守者	用 途	新調、改刻又は廃止年月日
知事印		秘書課長	縦書き賞状専用	令和2年3月19日新調
知事印		広報室長		令和2年3月31日廃止
知事印		広報室長	縦書き文書専用	令和2年3月31日廃止
知事印		広報室長	辞令書専用	令和2年3月31日廃止

島根県告示第308号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、スモール・ビジネス育成支援事業補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

令和2年5月1日

1 補助金等の名称

スモール・ビジネス育成支援事業補助金

2 交付の目的

中山間地域の自然環境若しくは資源を活用した商品又はサービスの開発、販売等を支援し、もって中山間地域における起業及び創業並びに雇用の創出を促進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、交付の対象者、補助対象経費及び補助限度額等

対象事業	交付の対象者	補助対象経費	補助限度額等
起業若しくは創業又は雇用の創出を目的に行うスモール・ビジネス	中山間地域に主たる事業所がある法人若しくは団体又は住所がある個人	事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費 (1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費 (2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められる経費を除く。 (3) 各種団体等の組織及び施設の管理運営に要する経費 (4) 出資、出損又は貸付けに要する経費 (5) 用地の取得又は補償に要する経費 (6) 事務費。ただし、知事と協議の上、事業の実施に必要と認められた経費を除く。 (7) 仕入経費等 (8) 車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税、自動車重量税等） (9) その他知事が不相当と認める経費	(1) 補助限度額 補助対象経費の2分の1又は250万円のいずれか低い額とする。ただし、補助対象事業の実施期間が複数年度にわたる場合であっても補助金総額（各年度に交付を受けた補助金の合計額をいう。以下同じ。）は250万円以内とする。 (2) 補助対象経費の下限額 50万円とする。
起業若しくは創業又は雇用の創出を目的に行うスモール・ビジネスに対し、市町村が補助を行う事業	中山間地域をその区域に含む市町村	事業に対し、市町村が補助する経費のうち、次の経費を除外した経費 (1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費 (2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められる経費を除く。 (3) 各種団体等の組織及び施設の管理運営に要する経費 (4) 出資、出損又は貸付けに要する経費 (5) 用地の取得又は補償に要する経費 (6) 事務費。ただし、知事と協議の上、事業の実施に必要と認められた経費を除く。 (7) 仕入経費等 (8) 車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税、自動車重量税等） (9) その他知事が不相当と認める経費	(1) 補助限度額 補助対象経費の2分の1又は250万円のいずれか低い額とする。ただし、補助対象事業の実施期間が複数年度にわたる場合であっても補助金総額は250万円以内とする。 (2) 補助対象経費の下限額 50万円とする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ウェルネス調剤薬局 医大北店	出雲市塩冶町990-2-2	令和2年4月1日
ふじわら眼科クリニック	大田市大田町大田口1181番地2	令和2年3月1日
かなざわ内科 糖尿病・骨粗しょう症クリニック	出雲市塩冶町990-2-1	令和2年4月1日
クレド訪問看護リハビリステーション	出雲市今市町北本町一丁目1-3	令和2年4月6日
島田診療所	浜田市殿町83番地31	令和2年4月1日
江の川薬局	江津市江津町1016番地41	令和2年4月1日

島根県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 せんだん会	安来市安来町899番地 1	認知症対応型共同 生活介護	グループホーム バルツガーデン	安来市荒島町前田 2177番地14	令和2年4月8 日
日星調剤株式会 社	鹿足郡津和野町枕瀬 189番地7	居宅療養管理指導	日星薬局 古志 店	出雲市古志町1107番 地1	令和2年4月1 日
日星調剤株式会 社	鹿足郡津和野町枕瀬 189番地7	介護予防居宅療養 管理指導	日星薬局 古志 店	出雲市古志町1107番 地1	令和2年4月1 日

島根県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
島田病院	浜田市殿町83番地30	令和2年3月1日
山口クリニック	出雲市大塚町743番地1	令和2年2月29日
医療法人社団やすぎクリニック うのピアクリニック	浜田市宇野町281番地3	令和2年3月19日
ふじわら眼科クリニック	大田市大田町大田口1181番地2	令和2年2月29日
園山歯科医院	出雲市今市町265の7	令和2年3月18日

島根県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
和田 勝祥	飯石郡飯南町赤名13	居宅療養管理指導	和田医院	飯石郡飯南町赤名13	令和2年2月20日
		介護予防居宅療養管理指導			
土屋 實範	大田市大田町大田イ363	居宅療養管理指導	中崎医院	大田市大田町大田イ363	令和2年1月31日
		訪問看護			
		介護予防居宅療養管理指導			
		介護予防訪問看護			
長坂 行博	大田市三瓶町池田2267番地1	介護予防訪問リハビリテーション	池田診療所	大田市三瓶町池田2267番地1	平成19年3月31日
医療法人 徳祐会	邑智郡邑南町山田33番地6	通所リハビリテーション	ケアセンター 三笠	邑智郡邑南町上田所39番地5	令和2年3月31日
		短期入所療養介護			
		介護老人保健施設			
特定非営利活動法人 訪問看護ステーション愛	出雲市国富町1015番地	居宅介護支援事業	特定非営利活動法人 訪問看護ステーション愛 居宅介護支援事業所	出雲市国富町1015番地	令和2年3月31日
公益社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町7番地11	居宅介護支援事業	島根県看護協会 訪問看護ステーション いずも	出雲市姫原一丁目7-14	令和2年3月31日
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町911番地5	居宅介護支援事業	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ 居宅介護支援事業所 のどか	出雲市平田町911番地5	令和2年3月31日
島田 康夫	浜田市殿町83番地30	介護療養型医療施設	島田病院	浜田市殿町83番地30	令和2年3月1日

島根県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津和野町土地改良区の定款変更を令和2年4月21日付けて認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第314号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）第3条の規定により、多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金の交付の対象等を定める告示（平成31年島根県告示第301号）は、廃止する。

令和2年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金

2 交付の目的

県内の中小企業等における魅力ある職場づくりを支援することにより、多様な人材がいきいきと働き続けられる職場環境の整備を促進することを目的とする。

3 交付の対象者

次に掲げる要件の全てを満たす県内に事業所を有する事業主

- (1) 資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主であること。
- (2) 次に掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる要件を満たす事業主であること。

ア 常時雇用する労働者の数が50人以上である場合

補助事業を実施する年度（4月1日から翌年3月31日まで。以下同じ。）の前年度から起算して過去3年度間に新たに従業員（雇用期間の定めのない雇用形態の従業員をいう。以下同じ。）を採用した実績がある場合であって、同期間内に採用3年目までの従業員の離職（定年退職は除く。）があること又は補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間に新たに従業員を採用した実績がない場合であって、当該年度に新たに従業員の採用があること若しくは補助金交付申請日から1年以内に新たに従業員を採用する見込みがあること。

イ 常時雇用する労働者の数が50人未満である場合

補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間若しくは当該年度に新たに従業員の採用があること又は補助金交付申請日から1年以内に新たに従業員を採用する見込みがあること。

- (3) 「しまねいきいき職場宣言」実施要領による宣言を行う事業主であること。
- (4) 島根県税の未納がないことその他知事が定める事項を満たす事業主であること。

4 交付の対象となる事業名、対象事業の内容、補助対象経費並びに交付の率及び限度額

事業名	対象事業の内容	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
人づくり支援コース	勤務時間内に人材育成計画（キャリアマップ）に基づき計画的に実施される社内研修（以下「人材育成研修」という。）（「しまねいきいき職場宣言」の周知又は魅力ある職場づくりの推進を内	外部講師謝金及び旅費、会場借上料並びに教材費	補助対象経費の2分の1	80万円以内 （人づくり支援コース及び就労環境改善コースの合計額）

	容とする意識啓発研修を受講した又は受講予定である従業員が参加する研修に限る。)		
就労環境改善 コース	長時間労働の削減又は職場のコミュニケーションの促進を目的として実施する事業（「しまねいきいき職場宣言」の内容に基づいて行う従業員の就労環境の改善に資するものに限る。）	外部コンサルティング費用若しくは従業員満足度等に関する調査費用、消耗品若しくは参考書籍等の購入費用（購入価格5万円未満のものに限る。）、各種資料等の印刷費用又は働き方改革若しくは業務改善等に関する外部研修（県が実施する研修を除く。）の受講料等	補助対象経費の2分の1
		労務管理用機器、労務管理用ソフトウェア又は労働能率向上のための設備・機器等の導入若しくは更新費	補助対象経費の3分の1

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 処分をした年月日
令和2年4月20日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 処分を受けた者の商号
株式会社吉崎工務店
 - (2) 主たる営業所の所在地
島根県隠岐郡隠岐の島町東郷亀尻5-1
 - (3) 代表者の氏名
吉崎 博章
 - (4) 許可番号
島根県知事許可（特-30）第3318号
- 3 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲

建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事業工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

令和2年5月5日から同月18日までの14日間

4 処分の原因となった事実

株式会社吉崎工務店は、令和元年度に島根県総務部営繕課が発注した「八田第二県職員宿舍外長寿命化（大規模修繕）工事」を受注し、当該工事において管工事業の許可をもたない一次下請け業者と500万円以上の下請契約を締結した。

また、同工事において記載の必要のある下請け業者に関する記載が無い虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年5月1日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 件名及び数量

島根県校務支援システム等貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社プロビズモ 代表取締役 金子 寛児 島根県出雲市駅南町二丁目3-1

5 随意契約に係る契約金額

30,256,152円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

正 誤

令和2年3月17日付け島根県報第89号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
14	下から5	第8条第2項第2号	第8条の2第2項第2号